

AIを発明者とする特許登録の現在地：最新動向と法的3次元の整理

DABUS事件等のAI発明者出願は世界で「発明者は自然人に限る」と収束しつつあるが、単なる否認を超え、人の寄与を認める救済や実務上の基準の細分化が進む新たなフェーズへ移行している。

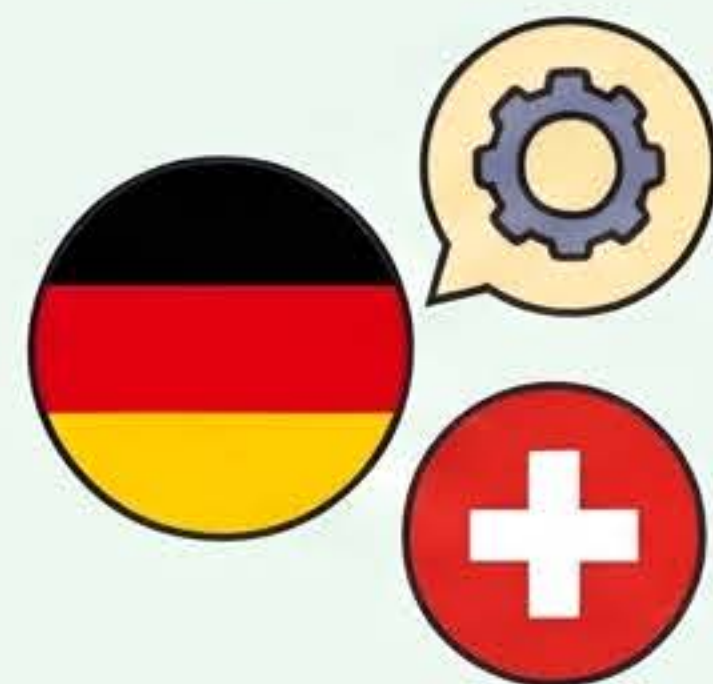
世界の法的判断：一貫した否定と一部の例外

NO



「発明者は自然人に限る」という世界的な潮流

日本（2026年最高裁確定）、米国、英国、欧州（EPO）等で、AI自体の発明者性は一貫して否定。



ドイツ・スイス・南アフリカの分岐点

独・瑞はAI指定を拒絶しつつ、人の寄与を理由に出願の継続を認客。南アフリカは唯一の登録例。

18

法域中、AI単独の発明者認定は「ほぼゼロ」

南アフリカ以外の全主要法域で、AIのみを発明者とする指定は却下または拒絶。

2025年6月

スイス：連邦行政裁判所が、AIの寄与があっても人の発明者性を認め、審査続行を命令

2025年11月

アメリカ：USPTOが旧ガイダンスを撤回、AI「道具」とする下級審判と位置付ける新指針を公表

2026年3月

日本：最高裁が「発明者は自然人」とする下級審判を支持し確定

実務で区別すべき「3つの次元」



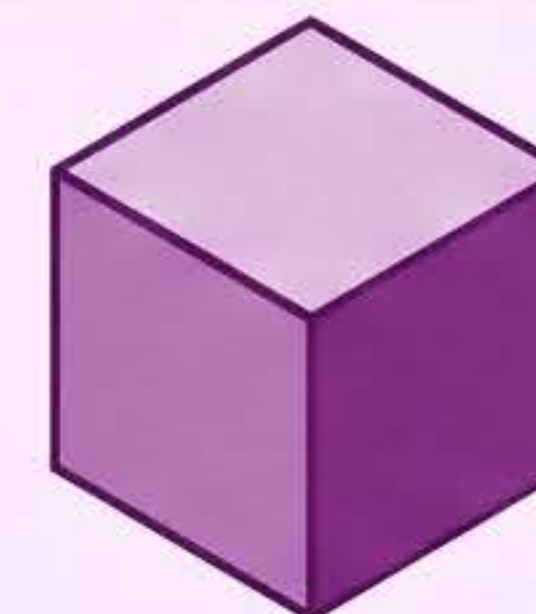
次元①：方式要件
(AIを指定できるか?)

願書の発明者欄にAIの名前を書けるかという問い。世界的に「NO」の結論。



次元②：実質的認定
(人の寄与をどう測るか?)

AIを道具として使った「人」を発明者として認める余地。現在の実務の主戦場。



次元③：特許要件
(AI利用が進歩性に及ぼす影響)

発明者認定とは別の論点。AI利用による容易な発明が特許性を失う可能性。